募集等に係る株券等の顧客への配分に係る基本方針

今村証券株式会社

1. 当社は、募集（日本証券業協会「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」（以下「配分規則」といいます。）第１条に規定する「募集」をいいます。以下同じ。）若しくは売出し（同条に規定する「売出し」をいいます。以下同じ。）の取扱い又は売出し（以下「募集等」といいます。）に係る株券等のお客様への配分において、お客様の多様な運用のニーズを的確に捉え、マーケットメカニズムに応じつつ適切かつ多様な商品を提供することを旨として業務を行っております。
2. 株券等の配分を行うに際して、当社はあらかじめお客様の需要動向の把握に努め、適切な募集等の取扱いを行うとともに、公正な配分に努めることを基本方針としております。
3. 当社では、次に掲げる方針に従って、募集等に係る株券等のお客様への配分を行います。なお、機関投資家のお客様につきましては、需要への参加状況などを考慮の上、適切な配分に心がけております。

(1) 新規公開株の場合

新規公開株の個人のお客様（原則として、機関投資家以外の法人を含みます。）への配分は、配分の機会を公平に提供するため、原則として一定割合について抽選により配分先を決定いたします。

また、新規公開株の抽選は、次の要領で行います。

① 抽選は、ブックビルディング期間中の需要申告又は配分の申込みのうち、個人のお客様からのものを対象に、抽選日に当社が行います。この場合、当社が配分する数量のうち、個人のお客様への配分予定数量の 10%（ただし、委託販売団参加による場合は 100%とします。）を当該抽選に付すことといたします。なお、できるだけ多くのお客様に配分が行われるよう、まず１単元株を可能な限り多くのお客様に配分いたします。

② 抽選に当たっては、抽選対象となる需要申告又は配分の申込みのあったお客様に番号（乱数）を付し、番号（乱数）の大きいお客様から順に当選となります。ただし、ブックビルディングに参加が必要な場合、ブックビルディング期間中に申告していただいた価格が公募価格以上（成行を含みます。）となったお客様が抽選対象となります。

③ 抽選の結果、当選しなかった場合は、原則として当該申込みの効力はなくなったものとみなしますが、万一、当選者の中から、キャンセル等が出た場合、当選しなかったお客様の中で番号(乱数)の大きいお客様から繰り上げて配分される場合があります。

④ 配分等のご連絡については、需要申告又は配分の申込みのあったお客様に電話等でお知らせいたします。抽選は、次に掲げるような場合には、その割合を引き下げること又は抽選による配分を採用しないもしくは中止することがございますので、あらかじめご了承下さい。

イ　ブックビルディングの需要が積み上がらない場合
ロ　個人顧客の配分の申込数量が当社における個人顧客への配分予定数量に満たない場合
ハ　抽選の申込み数量が当社における抽選数量に満たない場合
ニ　抽選を行う数量が５単位に満たない場合
ホ　その他合理的な理由がある場合

(2) 新規公開株の抽選によらない配分につきましては、お客様のニーズを的確に勘案した上で、次の基準に合致するお客様による申込みを中心に配分することとしています。

① 適合性の原則に関する基準

当社は過去に投資経験が十分あり、さらに、新規公開株を含めた株式投資のリスクを十分ご理解いただいたお客様を対象に需要申告又は配分の申込みを受け付けてお

ります。また、需要申告又は配分の申込みの際、前受金等を全額又は一部お預かりさせていただくこととしております。

② ブックビルディングへの適切な参加に関する基準

当社は、新規公開株の配分においては、ブックビルディングへの適切な関与の状況を確認させていただき、適切な需要申告をしていただいているお客様を配分の対象としております。そのため、過去に行われた新規公開株における需要調査において、お客様の申込み及びその需要申告が適切であったかどうかを確認させていただくことがあります。なお、適切な需要申告とは、個別銘柄毎に当該銘柄の状況等を勘案の上で行っていただく申告を意味します。

③ 営業部店毎に配分方針を決定する場合の基準

営業部店が行なう顧客への配分については、買付意志の確認を行った顧客の中から、顧客ニーズを適格に勘案するとともに、証券投資についての知識・経験・資力といったいわゆる「適合性の原則」の徹底に留意しつつ、顧客の申し込み条件や参加の積極性、商品リスクに対する認識度、当社との取引状況等を総合的に判断し、部店長が最終的に決定します。

(3) 新規公開株以外の場合

株券以外の有価証券の新規公開に際しての配分、既公開株等の配分及び個人のお客様以外のお客様への配分（以下、「その他の配分」という。）につきましては、お客様のニーズを的確に勘案した上で、上記（2）の基準に合致するお客様による申込みを中心に配分することとしています。

4. 当社は、過度な集中配分及び不公正な配分とならないよう、以下に掲げる基準を設け、配分を行うこととしております。
   - 年間を通して新規公開株の配分は一人のお客様につき４回を上限としております（委託販売団参加による場合を除く。）。
   - 抽選によらない方法による一顧客への配分につきましては、抽選による配分の一顧客当たりの平均数量の原則１０倍以内となるよう努めます。

5. 需要申告が必要な銘柄の配分先については、ブックビルディングに需要申告したお客様の中から決定いたします。ただし、お客様から申告がなされた数量が、当社の配分予定数量に満たない場合には、申告をされていないお客様にも、当社とのお取引の状況等を勘案し勧誘を行った結果、配分を行うことがあります。

6. 需要申告及び配分の申込みは対面又はお電話で受け付けます。

7. 需要申告の受付期間、受付方法、仮条件等、各新規公開案件における具体的なブックビルディングの要領については、各案件の発行会社が作成する有価証券届出書及び目論見書に記載されます。また、当社における各新規公開株の需要申告及び配分の申込み等に関する情報については、当社のホームページ又は店頭等においてお知らせいたします。

8. 個別の事案において、6. までにお示しした内容と異なる方針でブックビルディング又は配分を行う場合は、その変更の理由とともに、当社のホームページ又は店頭等にてお知らせいたします。

9. 当社におきましては、顧客の損失を補填し又は利益を追加する目的での株券等の配分を行わない等、金融商品取引法や自主規制団体の規則を遵守することはもとより、①発行会社が指定する者、②当社の役職員、③当社に対して特定の利便を与えうる等、社会的に不公平感を生じせしめる者、④暴力団員及び暴力団関係者、いわゆる総会屋等社会的公益に反する行為をなす者への配分を行わないこと、⑤新規公開株の配分において同一顧客への過度な集中配分を行わないこと、さらに他の商品の購入を条件に新規公開株の配分を行う等の不正な配分を行わないなど、その配分のあり方について社内規則に明記し遵守に努める所存であります。

   なお、需要申告及び配分の申込みがこれらに該当するお客様からのものであることが判明した場合、その申告又は申込みはお受けいたしません。

10. 株券等を配分した先のお客様（個人を除きます。）の一部につき、配分規則に定めるところにより、そのお客様の名称及びそのお客様に配分した株券等の数量の情報を、主幹事証券会社

を通じて、株券等の発行会社に提供いたします。

11. 以上のような配分の基本方針に基づき、公正な配分を通じて金融商品市場の発展に寄与していくことが、当社の使命であると考えております。

制定：平成 16 年 12 月 13 日
改正：平成 19 年 9 月 30 日
平成 22 年 2 月 17 日
平成 24 年 10 月 1 日